

お客様各位

三菱電機FA産業機器株式会社

無線機器（送信機）スプリアス発射強度の許容値改正に伴う無線機器更新のご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社電気ホイスト、クレーン関連機器および関連部品をご利用頂き厚く御礼申し上げます。

さて、ホイスト式クレーン設備等の一般産業機器にも使用されている無線設備のスプリアス発射強度の許容値改訂について下記にて纏めましたのでご確認をお願い致します。現在稼働中の無線設備で旧規格品をご使用の場合は、新規格適用品をぜひ弊社にご用命いただきたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

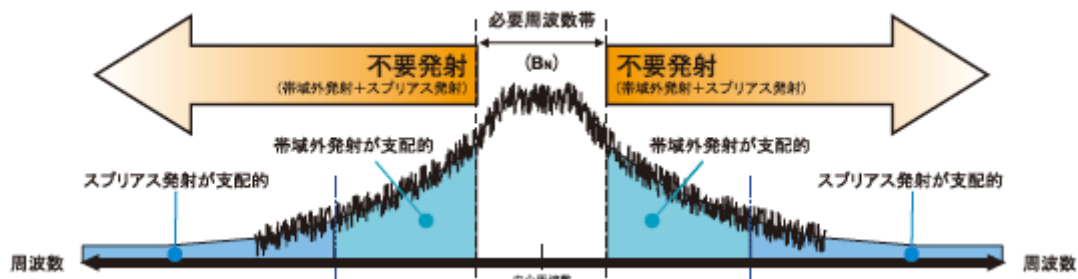
記

1. スプリアス発射強度の許容値改訂について

総務省は、世界無線通信会議においてスプリアス発射強度の許容値が改正されたことを受け平成17年（2005年）12月1日に無線設備規則を改正しました。

2. 改正のポイント

- ①従来のスプリアス発射以外に送信機雑音などの帯域外発射も含めた不要発射全体の許容値を規定すること。
- ②従来の周波数区分ではなく、無線業務区分ごとに規定すること。
- ③適用する周波数範囲として、中心周波数から必要周波数帯幅の±250%離れた周波数を境界に、必要周波数帯の外側からこの境界までを帯域外領域、それより外側をスプリアス領域とすること。
- ④スプリアス領域では実使用状態（変調状態）における規定値とすること。



*総務省発行「無線機器のスプリアスの規格が変わりました。」より抜粋

3. 経過措置

無線機器本体に免許が与えられていない一般産業用無線設備については、スプリアス規格（旧規格）に適合する送信機は移行期間である平成34年（2022年）11月30日までご使用できますが同年12月1日以降はご使用できません。

4. 弊社取扱い各無線機メーカー対象機種について

弊社では、平成14年（2002年）3月まで「SCテレコン」総販売元として販売、修理/部品供給を平成21年（2009年）3月まで扱っておりましたが、当製品は規格改訂前に製造されており旧規格と判断します。また修理対応含め供給停止より10年以上経過、製品寿命を過ぎていますので早急な交換をお願い致します。

なお、その他、弊社取扱い各無線機メーカーの公文、資料を添付させていただきます。

現在ご使用中の無線設備を改めてご確認いただき該当機種の有無、更新すべき機種があれば更新計画をご検討願います。弊社として、お客様が違法にご使用されないように案内申し上げ、ご使用中の機器が対象品かどうかの確認作業、更新計画案等を支援させて頂ければと考えております。是非ご用命頂きたくよろしくお願い申し上げます。

以上